

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業実施要綱

5福祉高介第1125号

令和6年2月28日

（目的）

第1条 本事業は、介護職の給与水準が低いことや、住宅コスト等が高いという東京の地域特性を考慮し、国が必要な見直しを講じるまでの間、介護人材の確保定着に向け支援することを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

（事業内容）

第3条 都内に所在する別表に定める介護保険サービス事業者が都内の介護事業所及び施設における介護職員及び介護支援専門員を対象に居住支援特別手当を支給する場合に、支給に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

（事業実施に当たっての留意事項）

第4条 第2条により本事業を委託する場合は、都と本事業の受託者は、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 補助対象とする介護保険法に基づく事業種別等（第3条関係）

1	介護老人福祉施設
2	介護老人保健施設
3	介護医療院
4	訪問介護
5	（介護予防）訪問入浴介護
6	通所介護
7	（介護予防）通所リハビリテーション
8	（介護予防）短期入所生活介護
9	（介護予防）短期入所療養介護
10	（介護予防）特定施設入居者生活介護
11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
12	夜間対応型訪問介護
13	（介護予防）認知症対応型通所介護
14	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
15	看護小規模多機能型居宅介護
16	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
17	地域密着型特定施設入居者生活介護
18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
19	地域密着型通所介護
20	居宅介護支援
21	介護予防支援